



社会保険労務士法人SOPHIA
 特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子
 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-4-5-3F
 TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
 URL: www.sr-sophia.com
 ◆労働・社会保険関係事務・相談
 ◆人事・労務管理の相談 ◆就業規則等の作成・改訂
 ◆給与計算代行業務 ◆障害年金申請サポート 等

コロナ禍の入社、75%が「メリットを実感」～日本能率協会調査

日本能率協会マネジメントセンターが、2019～2020年に入社した新入社員と、新入社員の育成に関わる上司・先輩社員の計1,502名に対し、新入社員の意識と行動、指導者の指導と育成に関するアンケート調査「イマドキ若手社員の仕事に対する意識調査2020」を実施しました。これによると、コロナ禍での入社について、75.5%が「メリットがあった」と回答していて、理由として「周りに人がおらず集中できた」、「時間をかけて仕事が覚えられた」などが挙げられています。調査結果の一部を抜粋して紹介します。

◆内定～配属前の課題・不安:テレワーク中心となり職場との接点が減少

内定から入社後すぐの状況としては、例年と変わらず「社会人としての生活リズム」に課題や不安を感じる結果となりました。一方で、20年入社者の回答結果を見ると、テレワークにおける課題や不安が顕在化していることがわかりました。具体的には、「職場の人間関係」や「配属先の業務遂行を通じた成長」に関する回答結果が課題や不安として増加しています。これは、テレワークなどによる対面（コミュニケーション量）の減少や配属時期の後ろ倒しなどが影響しているとしています。

◆配属1～3か月後の課題・不安:配属後も具体的な業務経験が少なく、職場キャリアが描けていない

配属後の課題・不安はコロナ禍の影響を大きく受けているといえます。この調査で20年入社者の70%が緊急事態解除宣言中は自宅勤務であったことから、従来よりも配属時期や業務習得に遅れが生じているといえます。その結果、業務経験を通じたキャリア形成や課題を認識できる状態ではないことが明らかになったとしています。

コロナ禍での入社について、2020年入社の新入社員258名（有効回答274件）のうち75.5%が「メリットがあった」と回答。また、上位3位までのカテゴリーは「1位:研修・教育・自己研鑽」「2位:仕事」「3位:在宅勤務・テレワーク」となり、具体的な記述内容として「周りに人がおらず集中できた」「時間をかけて仕事が覚えられた」「リモート推進のメリットデメリットを先入観なく認識できる」などが挙がりました。2020年入社の新入社員の指導・育成担当者（808名）にも現場におけるコロナ禍の影響を質問。「現場配属時期へ影響があった」「配属後に新人が職場になじめるか不安である」「緊急事態宣言期間中、新人・若手に指導がしにくかった」の回答結果がいずれも60%以上の回答結果となりました。一方で、働き方改革が

進む中での「新入社員との関わり方」については「成長につながる仕事であっても、残業をしないことを優先して業務を減らしている（59.1%）」と回答しています。

新人の成長は気になるが、残業時間の削減を優先し、限られた時間の中でマネジメントや成長支援を指導者側も迫られている結果になっています。

調査のしめくりとして、ニューノーマル時代においては、ビジネスパーソン1人ひとりが期待される行動（アウトプット）を実現するために、日々のプロセスから学びを深め、自律的に成長していくことが求められるとしており、そのような人材を多く輩出するためにも教育設計は「もっと主体的・効果的に時間を有効活用すること」をめざしていくことが必要だとしています。具体的には、デジタルとアナログ、個人学習と集合学習の効果的な機能融合を行い、ハイブリッド型の教育設計で学習効果を高めていくことが重要だとしています。2020年入社者はコロナ禍の影響で従来よりも配属時期や業務習得に遅れが生じており、「働くこと自体への適応」「自社への適応」「新たな価値創出に向けた多様な連携への適応」と環境適応力を着実に高めていけるフォローアップ教育が重要だとしています。

「アウトティング」は不法行為

アウトティングとは、本人の同意なしに、セクシュアリティにまつわる秘密（ゲイ、レズビアン、バイセクシャル、性同一性障害であること等）を他者が周囲に暴露する行為を指します。例えば、当事者から好意を伝えられた人が第三者に「あのひと同性愛者なんだよ」と話すのも、相談を受けた人が「〇〇さんって、実は元・男性（女性）なんだって」と漏らすのも、本人の同意がなければアウトティングに当たります。

アウトティングをされた当事者は、深く苦しむことになります。職場で行われた場合、退職のみならず、うつ病などの精神疾患やハラスメント裁判、最悪の場合は命にかかわる可能性すらあり、企業としても「知らなかった」では済まされない問題です。実際に、アウトティングを巡る事件について裁判が行われており、高裁判決の際は、アウトティングが「人格権ないしプライバシー権などを著しく侵害するものであり、許されない行為」という判断がなされています（一橋大学アウトティング事件）。また、アウトティング被害を巡って企業側が従業員に謝罪、解決金を支払って和解したという報道もありました。

厚生労働省によるパワーハラスメント防止のためのガイドラインでも、労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること、すなわちアウトティングがパワハラに当たることが明記されています。つまり、事業主にはその防止措置が義務付けられています。具体的な防止措置としては、職場での方針の明確化・周知・啓発相談体制の整備、問題が発生した際の迅速かつ適切な対応、プライバシー保護のための体制整備などがあります。多様性を尊重し、従業員が安心して働ける環境を構築することで、企業の発展につなげていきましょう。

**知得情報！助成金情報～第108回 小学校休業等対応助成金(再)～
申請期間が令和3年3月末まで延期されます！！**

子どもの通う幼稚園や小学校等で陽性者があり臨時休校となった場合、子どもが濃厚接触者と認定され自宅待機を指示された場合、あるいは子どもに発熱があり感染したおそれがある場合に、その世話をを行うために労働者に年次有給休暇とは別の有給特別休暇を取得させた事業所に対して支給されます。

Q. 対象労働者は雇用保険加入者に限定されるの？

A. 雇用保険未加入のパートやアルバイトであっても申請は可能です。

Q. いくらもらえるの？

A. 休暇を取得した日について、実際に支給した賃金につき100%支給されます。ただし、上限額は15,000円です。



Q. いつまでに申請するの？

A. 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分は令和3年3月31日までに申請します。令和3年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分は令和3年6月30日までとなります。

1月の主な税務と労務手続き

12日 ・源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和2年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

2月1日
・法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
・給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
・固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
・個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
・労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
・健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
・労働保険料納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所])
・固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払いを受ける日の前日まで

・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
・本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

行列のできる人事労務相談所

**冬場における
新型コロナウイルス対策**

Q.全国的にコロナの感染者が増える中で、今まで以上にコロナ対策をしっかりと行いたいと考えています。どういった方法が推奨されていますか？

A. 冬に入り、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は過去最多の水準となっています。連日感染者数が報道されており、日常生活でもあらためて気を引き締めたい状況が続いています。冬場は、寒さと換気の折合いをつけるのが難しく、職場でも「換気の悪い密閉空間」になるリスクが高いため、今まで以上に感染対策には気をつけたいところです。

厚生労働省でも、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法について案内が出されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

推奨される方法として、換気機能を持つ冷暖房設備や機械換気設備が設置されていない、または換気量が十分でない施設等では、以下の点に留意しながら窓を開けて換気をするよう示されています。

◎居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと(加湿器を併用することも有効)

◎居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること

室温変化を抑えるポイントとしては、開けている窓の近くに暖房器具を設置すること等が挙げられています(燃えやすい物から距離を空けるなど、火災の予防には注意が必要)。

厚生労働省では、冬場における「密閉空間」を改善するための換気の方法などについて改訂した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」も公表しています。

感染予防のための体制、感染防止のための基本的・具体的な対策、配慮が必要な労働者への対応、陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応等など、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策の実施状況について確認できるものとなっているため、対策が不十分な項目をあらためて確認し、十分に対応できるようにしておきましょう。

編集後記

謹賀新年 昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍でDX(デジタルトランスフォーメーション:デジタルによる変革)が加速したと言われています。弊社においても、ZOOMでのオンライン面談、Teamsでのチャット、ペーパーレス化の推進などを行っておりますが、導入するだけでなく、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルや仕組み、製品やサービスを変革させていく必要があるようです。これから取り込まれる皆さま、一緒に頑張ってください。本年もよろしくお願い申し上げます。  松田 法子